

令和5年2月16日付け監査委員告示第1号公表分

白山総合支所

地域振興課

監査の結果	行政財産の使用許可及び使用料の減免手続について農業関連団体が無償で白山農民研修所の事務室を使用しているが、行政財産の使用許可及び使用料の減免に係る手続がされていないことから、所要の措置を講じられたい。
措置の内容	白山町土地改良区から、令和5年11月1日付けで行政財産使用許可申請書（令和5年4月1日～令和6年3月31日）が提出され同日付けで、使用許可書を交付した。令和6年度の使用許可申請については、令和6年4月1日付けで申請書の提出があり、同日付けで許可書を交付した。